



秋田県公報

目 次

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 告示 | ページ |
| 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(三七三・福祉政策課)..... | 1 |
| 生活保護法による医療機関の指定(三七四・福祉政策課)..... | 1 |
| 生活保護法による施術者の指定(三七五・福祉政策課)..... | 2 |
| 生活保護法による指定医療機関の変更(三七六・福祉政策課)..... | 2 |
| 生活保護法による指定医療機関の事業の再開(三七七・福祉政策課)..... | 2 |
| 生活保護法による医療機関の事業の休止(三七八・福祉政策課)..... | 2 |
| 救急病院等でなくなった医療機関(三七九・医務薬事課)..... | 3 |
| 結核予防法による医療機関の指定(三八〇・秋田中央保健 | 3 |

| | |
|---|---|
| 所)..... | 3 |
| 結核予防法による医療機関の指定(三八一・由利本荘保健所)..... | 3 |
| 公の施設における指定管理者の指定(三八二・観光課)..... | 3 |
| 計量法による指定定期検査機関の指定(三八三・計量検定所)..... | 3 |
| 計量法による指定計量証明検査機関の指定(三八四・計量検定所)..... | 3 |
| 特定計量器定期検査の実施(三八五・計量検定所)..... | 3 |
| 都市計画事業の事業計画の変更の認可(三八六・北秋田地域振興局農林部)..... | 5 |
| 都市計画事業の事業計画の変更の認可(三八七・秋田地域振興局建設部)..... | 5 |
| 建築基準法による道路位置の指定(三八八・平鹿地域振興局建設部)..... | 5 |
| 公告 | 5 |
| 土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)..... | 6 |
| 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)..... | 6 |
| 県営土地改良事業計画の決定(秋田地域振興局農林部)..... | 6 |
| 県営土地改良事業計画の決定(由利地域振興局農林部)..... | 6 |
| 県営土地改良事業の完了(由利地域振興局農林部)..... | 6 |
| 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)..... | 6 |
| 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)..... | 6 |

| | |
|--|---|
| 選挙管理委員会告示 | 6 |
| 個人演説会を開催することができる施設の指定解除(三三)..... | 6 |
| 公安委員会告示 | 6 |
| 技能検定員審査(大型二種・普通二種)(四三・運転免許センター)..... | 7 |
| 教習指導員審査(大型二種・普通二種)(四四・運転免許センター)..... | 7 |
| 技能検定員審査(大型・普通・大特・大自二・普自二・牽引)(四五・運転免許センター)..... | 8 |
| 教習指導員審査(大型・普通・大特・大自二・普自二・牽引)(四六・運転免許センター)..... | 8 |
| 収用委員会告示 | 8 |
| 収用の裁決手続の開始の決定(二)..... | 9 |

告 示

秋田県告示第三百七十三号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十八年四月七日
 秋田県知事 寺 田 典 城

| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|--------|-----------|------------------|-------------|
| 植村歯科医院 | 植村 秀 則 | 由利郡象潟町字三丁目塩越八十七 | 平成十五年七月三十一日 |
| 佐藤内科医院 | 佐藤 敏 雄 | 横手市雄物川町造山字造山百四十五 | 平成十八年一月三十一日 |

秋田県告示第三百七十四号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十八年四月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | 診 療 科 名 | 指 定 年 月 日 |
|-----|-----------|-------|---------|-----------|
| | | | | |

| | | | | |
|------------|--------------------------|----------------------|------|-----------|
| スマイル歯科 | 植村 秀則 | にかほ市象潟町字四丁目塩越二百九十一 二 | 歯科 | 平成十八年二月二日 |
| そつこう薬局 本荘店 | 総合メディカル株式会社 代表取締役 | 由利本荘市岩瀬下百番地四 | 調剤薬局 | 平成十八年二月一日 |
| アイン薬局由利本荘店 | 株式会社アインファーマ シース 代表取締役 | 由利本荘市岩瀬下六十八 二 | 調剤薬局 | 平成十八年三月一日 |
| 日本調剤本荘薬局 | 日本調剤株式会社 代表 取締役 | 由利本荘市岩瀬下九十八 二 | 調剤薬局 | 平成十八年三月一日 |

秋田県告示第三百七十五号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施

術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十八年四月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

| | | | | |
|------|-------------|---------------|------------|-----------|
| 氏 名 | 施 術 所 の 名 称 | 施 術 所 の 所 在 地 | 業 務 の 種 類 | 指 定 年 月 日 |
| 佐藤 淳 | からだケア | 湯沢市字両神百七 八 | あん摩マッサージ指圧 | 平成十八年二月二日 |

秋田県告示第三百七十六号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二

規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

| | | | | |
|----------|-----------|------------|---------------------------------------|-----------|
| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | 変 更 事 項 | 変 更 年 月 日 |
| 加賀谷皮膚科医院 | 加賀谷 永 | 横手市中央町六番三号 | 変更前 加賀谷小児科皮膚科医院 変更後 加賀谷皮膚科医院 | 平成十八年一月一日 |

秋田県告示第三百七十七号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二

規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

| | | | |
|-----|-----------|-------|-----------|
| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | 再 開 年 月 日 |
|-----|-----------|-------|-----------|

| | | | |
|--------------|------------------|------------------|-----------|
| 医療法人 富永皮膚科医院 | 医療法人 富永皮膚科医院 理事長 | 大仙市大曲黒瀬町六番三十三 五号 | 平成十八年二月七日 |
|--------------|------------------|------------------|-----------|

秋田県告示第三百七十八号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の

規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺田典城

| | | | |
|--------|--------------|-------------------|--------------|
| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | 休 止 年 月 日 |
| 志田内科医院 | 医療法人 豊和会 理事長 | 男鹿市船川港金川字金川台四番地の二 | 平成十七年十二月二十三日 |

秋田県告示第三百七十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一條第一項の規定による次の救急病院が救急病院でなくなつたので、同令第二條第二項の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺田典城

| | | |
|----------|-------------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 救急病院でなくなつた年月日 |
| 大館市立扇田病院 | 大館市比内町扇田字本道 端七番地一 | 平成十八年四月一日 |

秋田県告示第三百八十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十一号）第二條の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺田典城

| | | |
|---------|--------------|------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| 池田薬局中央店 | 由利本荘市岩瀬下百八 二 | 平成十八年三月二十日 |

秋田県告示第三百八十二号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十七年秋田県条例第三号）第六条の規定により、次のとおり秋田県宮宮沢海岸オートキャンプ場の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 指定管理者の住所及び名称
男鹿市北浦北浦字平岱山一番地
株式会社おが地域振興公社
- 二 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

秋田県告示第三百八十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十条第一項の規定により、次のとおり指定定期検査機関を指定したので、同法第五百九条第二項第一号の規定に基づき、公示する。

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 指定定期検査機関の名称及び主たる事務所の所在地
社団法人秋田県計量協会
秋田市川尻若葉町一番五号
- 二 指定年月日
平成十八年四月一日

秋田県告示第三百八十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第一百七條第一項の規定により、次のとおり指定計量証明検査機関を指定したので、同法第五百九条第二項第五号の規定に基づき、公示する。

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 指定計量証明検査機関の名称及び主たる事務所の所在地
社団法人秋田県計量協会
秋田市川尻若葉町一番五号
- 二 指定年月日
平成十八年四月一日

秋田県告示第三百八十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九條第一項の規定によ

秋田県告示第三百八十号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二條の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺田典城

| | | |
|----------|-----------------|-------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| わかみハート薬局 | 男鹿市弘戸字渡部百四番地 一号 | 平成十八年三月二十八日 |

り、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一條第二項の規定に基づき、公示する。
 平成十八年四月七日
 秋田県知事 寺田 典城
 一 検査を行う区域、対象となる特定計量器、期日、時間及び場所

| | | |
|---------------------------------|---|---------------|
| 大仙市 | | 検査区域 |
| 非自動はかり及び分銅等 | | 検査対象 特定計量器 |
| 平成十八年 五月十日 午前十一時三十分 まで | 平成十八年 五月九日 午後一時三十分 から 午後三時三十分 まで | 検査期日 |
| 午前十時三十分 | 午後四時 | 検査時間 |
| 大仙市臨時計量器検査所 | | 検査場所 |

| | | | | |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------------|-----------------|
| 美郷町 | | 仙北市 | | |
| 美郷町 | | 仙北市 | | |
| 平成十八年 五月二十五日 | 平成十八年 五月二十四日 | 平成十八年 五月二十二日 | 平成十八年 五月十一日 | 平成十八年 五月二十三日 |
| 午前十一時三十分 から 正午まで | 午後一時 から 午後三時 まで | 午後二時 から 午後四時 まで | 午後一時 から 午後三時 三十分 まで | 午前十一時三十分 まで |
| 美郷町臨時計量器検査所 | | 仙北市臨時計量器検査所 | | |

| | | | | |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------------|--------------------------|
| 横手市 | | 横手市 | | |
| 平成十八年 六月二十九日 | 平成十八年 六月二十八日 | 平成十八年 六月二十七日 | 平成十八年 六月二十二日 | 平成十八年 六月二十一日 |
| 午前九時 から | 午後一時 から 午後四時 まで | 午後一時 から 午後四時 まで | 午後一時 三十分 から 午後四時 まで | 午後一時 から 午後四時 まで |
| 横手市臨時計量器検査所 | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|------------|---|--------------------------|---------------------------------|--------------------------|---------------------------------|------------------|------|----------------|---------------|---------------|--------------------------|--------------------|------------------|
| 大仙市大曲黒瀬町一番十五 三三 | 申請者の住所及び氏名 | 湯沢市 | 湯沢市 | 湯沢市臨時計 量器検査所 | | | | | | | | | | |
| | | 湯沢市 | 湯沢市 | 湯沢市臨時計 量器検査所 | | | | | | | | | | |
| | | 平成十八年 五月三十一 日 | 平成十八年 六月六日 | 平成十八年 五月三十日 | 平成十八年 六月三十日 | 日 | | | | | | | | |
| | | 午後九時 から 正午まで | 午後一時 から 午後四時 まで | 午後二時 から 午後四時 三十分ま で | 午後一時 から 午後三時 まで | 午後一時 から 午後四時 三十分ま で | 正午まで | | | | | | | |
| | 道路の位置の指定箇所 | <p>秋田県告示第三百八十六号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規 定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条 第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、 次のとおり公告する。 平成十八年四月七日</p> <p>一 施行者の名称 秋田県知事 寺 田 典 城 北秋田市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 森吉都市計画下水道事業 北秋田市公共下水道（米内沢処理 区）</p> <p>三 事業施行期間 平成二十年十一月二十六日から平成二十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 （一）収用の部分</p> | | | | | | | | | | | | |
| | 道路の延長 | <p>東成瀬村</p> <table border="1"> <tr> <td>東成瀬村</td> <td>東成瀬村</td> <td>平成十八年 五月三十日</td> <td>平成十八年 六月八日</td> <td>平成十八年 六月七日</td> <td>午後一時 から 午後四時 まで</td> <td>午後九時 から 正午まで</td> <td>東成瀬村臨時 計量器検査所</td> </tr> </table> <p>二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日 平成十八年五月八日から同年六月三十日まで</p> <p>三 特定計量器の所在の場所で行う検査を受けようとする者は、三日 以上の受検希望期日を選定し、特定計量器検定期規則（平成 五年通商産業省令第七十号）第三十九条第二項の規定により、 申請すること。</p> | | | | | 東成瀬村 | 東成瀬村 | 平成十八年 五月三十日 | 平成十八年 六月八日 | 平成十八年 六月七日 | 午後一時 から 午後四時 まで | 午後九時 から 正午まで | 東成瀬村臨時 計量器検査所 |
| 東成瀬村 | 東成瀬村 | 平成十八年 五月三十日 | 平成十八年 六月八日 | 平成十八年 六月七日 | 午後一時 から 午後四時 まで | 午後九時 から 正午まで | 東成瀬村臨時 計量器検査所 | | | | | | | |
| | 道路の幅員 | <p>秋田県告示第三百八十七号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規 定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条 第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、 次のとおり告示する。 平成十八年四月七日</p> <p>一 施行者の名称 秋田県知事 寺 田 典 城 秋田市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 秋田都市計画公園事業 5・6・4 太平山リゾート公園</p> <p>三 事業施行期間 平成元年六月二十日から平成二十三年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 （一）収用の部分 変更なし （二）使用の部分 変更なし</p> <p>秋田県告示第三百八十八号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項 第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建 築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規 定に基づき、公告する。 平成十八年四月七日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p> | | | | | | | | | | | | |
| | 指定年月日 | <p>平成十八年四月七日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p> | | | | | | | | | | | | |

三光不動産株式会社
梶原守人

横手市横山町三百三十一番五、三百三十二番
三十三、三百三十二番三十四、三百三十二番
三十七

三十六・二四メートル

六・〇〇メートル

平成十八年三月二十八日

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があつた定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 山本町泉八日土地改良区
認可年月日 平成十八年三月三十一日
- 二 八竜町浜口土地改良区
認可年月日 平成十八年三月三十一日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、男鹿東部土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十八年三月二十九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、秋田市雄和左手字前谷地百二十八番地佐々木良英ほか十七人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（左手子地区担い手育成基盤整備事業）計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十八年四月七日から同年五月九日まで
- 三 縦覧場所 秋田市雄和市民センター

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、由利本荘市岩谷麓字中谷地百七十三番地石井綾夫ほか十四名から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告

し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（樽堤地区ため池等整備事業）計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十八年四月十日から同年五月十日日まで
- 三 縦覧場所 由利本荘市役所大内総合支所

県営土地改良事業（上野新田地区担い手育成基盤整備事業）につき、その工事を平成十七年三月二十八日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙北郡横堀土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺田典城

| | | |
|---------------|--------------------|--------|
| 一 退任理事の住所及び氏名 | 大仙市板見内字弥兵工谷地百六十九番地 | 茂木 保治 |
| " | 福田字六沢十番地 | 小松 慧治郎 |
| " | 堀見内字福嶋百二番地の一 | 大川 丈夫 |
| " | 板見内字北畑七十七番地 | 高橋 一志 |
| " | 横堀字福嶋二百三十七番地 | 齊藤 秀晴 |
| " | 横堀字熊本五十四番地 | 佐藤 忠男 |
| " | 堀見内字寺村百番地 | 竹村 省吾 |
| " | 横堀字清水百三十七番地 | 齊藤 房親 |
| " | 堀見内字下田茂木十六番地二 | 小林 吉之助 |
| " | 横堀字万願寺十八番地 | 佐々木 勝夫 |
| 二 就任理事の住所及び氏名 | 大仙市板見内字弥兵工谷地百六十九番地 | 茂木 保治 |
| " | 横堀字万願寺十八番地 | 佐々木 勝夫 |
| " | 堀見内字福嶋百二番地の一 | 大川 丈夫 |
| " | 板見内字北畑七十七番地 | 高橋 一志 |

大仙市横堀字福嶋二百三十七番地

横堀字熊本五十四番地

堀見内字寺村百番地

横堀字清水百三十七番地

堀見内字元田茂木二十三番地一

福田字川原道下二十二番地

大仙市堀見内字東谷地村二十二番地

横堀字佐野十一番地

板見内字荒巻十三番地

大仙市横堀字佐野十一番地

堀見内字東谷地村二十二番地

板見内字荒巻十三番地

大仙市横堀字佐野十一番地

堀見内字東谷地村二十二番地

板見内字荒巻十三番地

齊藤 秀晴

佐藤 忠男

竹村 省吾

齊藤 房親

高橋 隆美

黒澤 次久

後藤 隆喜

小松 伸一

戸澤 龍悦

小松 伸一

戸澤 龍悦

小松 伸一

後藤 隆喜

戸澤 龍悦

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仙北郡西木土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十八年三月三十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年四月七日

秋田県知事 寺田典城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第三十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定解除した旨八峰町選挙管理委員会から報告があつたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

| 施設の名称 | 施設の所在地 | 指定解除年月日 |
|-----------|----------------|-------------|
| 八峰町立中央児童館 | 八峰町八森字家後十二番地の一 | 平成十八年三月二十七日 |

秋田県公安委員会告示第43号

秋田県公安委員会告示第43号
道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。
平成18年4月7日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

1 技能検定員審査の種類

(1) 技能検定員審査（大型二種）

(2) 技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日及び場所

(1) 期日

平成18年5月8日（月）午前9時から正午まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

1 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、技能検定員（大型二種）を受けようとする者にとっては、大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（大型）を、技能検定員（普通二種）を受けようとする者にとっては、普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（普通）を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成18年4月10日（月）から同年4月14日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、22,050円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表右

欄の技能検定員審査（大型二種・普通二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

| 審査細目 | 技能検定員審査（大型二種・普通二種）に係る額 |
|----------------------------------|------------------------|
| 1 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 4,750円 |
| 2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 8,250円 |
| 3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識 | 2,850円 |
| 4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | 3,300円 |

備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,150円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター 教習所係（電話018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第44号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成18年4月7日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

1 教習指導員審査の種類

(1) 教習指導員審査（大型二種）

(2) 教習指導員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日及び場所

(1) 期日

平成18年5月8日（月）午前9時から正午まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者にとっては、大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（大型）を、教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にとっては、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（普通）を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成18年4月10日（月）から同年4月14日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、12,550円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,550円から同表右欄の教習指導員審査（大型二種・普通二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

| 審査細目 | 教習指導員審査（大型二種・普通二種）に係る額 |
|----------------------------------|------------------------|
| 1 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 4,900円 |
| 2 技能教習に必要な教習の技能 | 2,050円 |
| 3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識 | 2,850円 |

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、8,950円を減ずる。
2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、11,800円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話 018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第45号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。
平成18年4月7日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型）
 - (2) 技能検定員審査（普通）
 - (3) 技能検定員審査（大特）
 - (4) 技能検定員審査（大自二）
 - (5) 技能検定員審査（普自二）
 - (6) 技能検定員審査（牽引）
- 2 技能検定員審査開始の期日及び場所
- (1) 期日
平成18年5月9日（火）午前10時から午後4時まで
 - (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

- ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類

の技能検定員審査に用いられる自動車運転することができず、運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成18年4月10日（月）から同年4月14日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては、20,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表中欄の技能検定員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては、14,750円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,750円から同右表欄の技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

| 審査細目 | 技能検定員審査（普通）に係る額 | 技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額 |
|-------------------------|-----------------|------------------------------|
| 1 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 3,950円 | 1,450円 |
| 2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法 | 6,750円 | 2,450円 |
| 3 教則の内容となつてゐる事項 | 1,900円 | 2,200円 |
| 4 自動車教習所に関する事項 | 1,900円 | 2,200円 |

る法令についての知識

5 技能検定の実施に関する知識
1,950円 2,100円

6 自動車の運転技能の評定方法に関する知識
2,000円 2,050円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,650円、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては5,050円を減ずる。

2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては4,100円、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては、4,750円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,700円、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては13,950円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話 018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第46号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成18年4月7日
秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査(大型)
- (2) 教習指導員審査(普通)
- (3) 教習指導員審査(大特)
- (4) 教習指導員審査(大自二)
- (5) 教習指導員審査(普自二)
- (6) 教習指導員審査(牽引)

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成18年5月9日(火)午前10時から午後4時まで
- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

- (1) 申請手続
ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車運転免許証を提示できる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成18年4月10日(月)から同年4月14日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター 教習所係

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては、12,150円(その者が次の表の左欄に係る審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表中欄の教習指導員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習

指導員審査を受けようとする者にあつては、9,850円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,850円から同表右欄の教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

| 審査細目 | 教習指導員審査(普通)に係る額 | 教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額 |
|--------------------------------|-----------------|------------------------------|
| 1 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 4,100円 | 1,450円 |
| 2 技能教習に必要な教習の技能 | 1,350円 | 1,350円 |
| 3 学科教習に必要な教習の技能 | 1,250円 | 1,250円 |
| 4 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識 | 1,250円 | 1,300円 |
| 5 自動車教習所に関する法令についての知識 | 1,250円 | 1,300円 |
| 6 教習指導員として必要な教育についての知識 | 1,200円 | 1,200円 |

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては6,350円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては4,000円を減ずる。

2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては2,600円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては、2,650円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては11,400円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,100円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター 教習所係(電話018-823-7740)

収用委員会公告 三

秋田県収用委員会告示第110号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。平成十八年四月十七日

秋田県収用委員会委員長 豊口祐一

一 起業者の名称

秋田県 代表者 秋田県知事 寺田典城

二 事業の種類

秋田都市計画道路事業 三・四・十四号 川尻広面線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

| 土地の所在 | 地番 | 地目 | 地積(平方メートル) |
|-------------|---------|----|------------|
| 秋田県秋田市大町五丁目 | 四百八十六番四 | 宅地 | 二十二・九三 |
| | 四百八十六番五 | 宅地 | 二十七・三八 |

四 土地所有者の氏名及び住所

不明。

ただし、

一 兼総 代表役員 田村 義 佑

秋田県秋田市川元松五町五番十六号

又は、土地登記簿表題部所有者欄の名義人浅原貞藏外七十一名 住所不明

又は、除籍簿記載戸主浅原貞藏の家督相続人浅原順吉の家督

相続人浅原學治の家督相続人浅原久敏の相続人(別記のとおり)

のいずれかである。
五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した日
平成十八年三月三十一日

別記

浅原 サチ

東京都大田区上池台一丁目四十三番一号

尾形 さと子

東京都大田区南雪谷二丁目十番十七号

浅原 敏男

東京都大田区上池台一丁目四十三番一号

浅原 まち子

東京都大田区矢口二丁目二十一番十六 九百六号

浅原 淳男

埼玉県草加市瀬崎町三十六番地一 大山荘二百一号

浅原 将男

東京都足立区谷中三丁目二十番一 二百九号 パークライフ

綾瀬

浅原 健男

神奈川県川崎市高津区新作六丁目九番一号

浅原 陸男

東京都町田市成瀬が丘二丁目一番地十三 古川ビル三百三

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁雄

